

## 大和市障害福祉センター松風園条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、障がい児及び障がい者の福祉施設の設置等について必要な事項を定めるものとする。

本条は、大和市障害福祉センター松風園条例を制定する趣旨を表している。

(設置)

第2条 本市に前条に規定する福祉施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市障害福祉センター松風園 (以下「松風園」という。)
- (2) 位置 大和市西鶴間二丁目24番1号

本条は、施設の名称及び所在位置を定めている。

第3条 松風園に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づく児童福祉施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項の規定に基づく生活介護を行う生活介護型施設を置き、その種類、名称及び事業は、別表のとおりとする。

本条は、松風園で実施する事業について定めている。

各事業の内容は別表のとおり。

別表

種類	名称	事業
福祉型児童発達支援センター	第1松風園	児童福祉法第43条第1項に規定する障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供すること。
生活介護型施設	第2松風園	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する障害者を通所させて、排せつや食事等を介護し、及び創作的活動又は生産活動の機会を提供すること。

(定員)

第4条 松風園の定員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第1松風園 30人

(2) 第2松風園 45人

本条は、松風園で実施する各事業の定員を定めている。

(指定管理者による管理)

第5条 松風園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

本条は、松風園の管理形態について定めている。

松風園は、事業の質と効率性の向上、地域での総合的な支援の充実を図るため、平成17年度から指定管理者制度を導入しており、第7条の規定に基づき、公募により法人その他の団体を指定管理者に指定している。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 別表に掲げる事業に関する業務

(2) 松風園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、松風園の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

本条は、指定管理者が行う業務内容を定めている。

<第1号関係>

別表で掲げる事業。

<第2号関係>

安全かつ経済的な利用が継続されるよう、松風園の施設及び設備について、適切な維持管理を図ること。

(公募)

第7条 市長は、指定管理者に松風園の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 松風園の概要
- (2) 申込期間
- (3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (4) 申込みの資格
- (5) 選定の基準
- (6) その他市長が別に定める事項

本条は、指定管理者の候補者を選定するにあたり、公募する団体に示す内容を定めている。

<第1号関係>

施設の名称、所在地、開館時間、業務内容等を表す。

<第2号関係>

指定管理者を募集期間は、申し込みの準備に係る時間を考慮し、40日間以上を目途としている。公募にあたっては、広報誌やホームページ等を用い周知する。

<第3号関係>

第13条参照。

<第4号関係>

第12条第1項参照。

<第5号関係>

第9条参照。

(指定管理者の指定の申込み)

第8条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書に松風園の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

本条は、団体が指定管理者に応募する際に提出する書類を定めている。

市長は、提出された書類により応募団体が、松風園の指定管理者に相応しい考え方や経営能力、

資金を有しているかを確認する。

提出する書類は、「大和市障害福祉センター松風園条例施行規則」及び別に定める「大和市障害福祉センター松風園指定管理者募集要項」で定める。

(選定基準)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）又は社会福祉法人を設立しようとするものであること。
- (2) 利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (3) 松風園の効用を最大限に発揮するものであること。
- (4) 松風園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 松風園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (6) その他市長が別に定める基準

本条は、指定管理者の候補の選定にあたり、基本的な基準を定めている。

候補者の選定は、別に定める大和市障害福祉センターの指定管理者選定委員会が行う。委員会は別に定める「障害福祉センター松風園指定管理者審査要領」に基づき審査する。また、審査会は原則公開している。

<第1号関係>

第1 松風園の事業は、社会福祉法において第一種社会福祉事業に位置づけられ、第一種社会福祉事業は国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することが原則とされている。このため指定管理者に応募する者は、社会福祉法人又は、社会福祉法人を設立しようとするものでなくてはならない。

(選定の結果の通知)

第10条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

本条は、市長は、応募したすべての団体に対し、合否の結果を速やかに文書で通知しなければな

らないと定めている。なお、本条による「選定」とは、指定管理者の候補であり、指定管理者として選定するのではない。

(再選定等)

第11条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第9条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。

(2) 新たに判明した事実により、松風園の管理を行うことが不相当であると認められたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第7条の規定による松風園の次回の公募については、申し込むことができない。

本条は、再選定について定めている。

<第1項関係>

被選定団体が団体自らの事情により指定管理者の指定を受けることが不可能となった場合又は、市が何らかの理由により指定管理者として適当でないと判断した場合に、市長が被選定団体以外の団体から、第9条の選定基準により再度、指定管理者となる団体を選定することができることを定めている。

<第2項関係>

第1項の各号に該当した被選定団体が、次回の公募に申し込むことを制限している。

(指定管理者の指定等)

第12条 指定管理者の指定は、社会福祉法人に対して行うものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

本条は、指定管理者の指定の条件及び、指定の告示について定めている。

<第1項関係>

第9条第1号の解説参照。

<第2項関係>

市長が、指定管理者の指定をしたときに、告示すべき項目を定めている。

(指定期間)

第13条 松風園の指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

本条は、指定管理者を指定して管理を行わせる期間を規定したものである。

指定期間は、公募の際に5年以内で定め、第7条に従い明示している。

また、当期の指定管理者が引き続き次期の指定管理者の指定を受けることを妨げるものではないことを定めている。

(協定の締結)

第14条 指定管理者は、市長と松風園の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 管理業務報告に関する事項
- (4) 管理費用に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (8) その他市長が別に定める事項

本条は、市長と指定管理者が協定書を取り交わすこと及び、協定書に規定すべき事項を定めている。

(事業報告書の作成及び提出等)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、松風園に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 松風園の管理業務の実施状況
- (2) 松風園の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、松風園の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

本条は、市長が指定管理業務の実施状況を確認するため、指定管理者が事業報告書を作成し提出する時期などを定めている。

地方自治法第244条の2第10項において、普通地方公共団体の長は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるとされており、本条において事業報告書として作成すべき内容を定めている。

また、年度途中において指定の取り消し、又は業務の全部停止もしくは一部の停止を受けた場合でも同様に事業報告書を作成し、提出しなくてはならない。

なお、事業報告は附属機関等に報告し評価に関する審議を受けるとともに、事業報告の概要及び附属機関等の評価を市のホームページで公開している。

(指定の取消し等)

第16条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

- 2 前項に該当した指定管理者は、第7条の規定による松風園の次回の公募については、申し込むことができない。

本条は、指定を取り消した場合等に、告示により周知すべき内容を定めている。

また、第2項において、指定を取り消した場合等に、その団体の次回の公募への応募を制限する

ことを定めている。

(開園時間)

第17条 松風園の開園時間は、午前8時30分から午後5時までとし、土曜日にあつては午前8時30分から午後0時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開園時間を変更することができる。

本条は、松風園の開園時間を定めるとともに、指定管理者が開園時間を変更する場合には、市長の承認が必要であることを定めている。

(休園日)

第18条 松風園の休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休園日を変更することができる。

本条は、松風園の休園日を定め、指定管理者が休園日を変更する場合には、市長の承認を得る必要があることを定めている。

(原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、松風園の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

本条は、指定管理者が指定期間中に施設や設備を改築や移動した場合には、指定期間終了時又は、指定の取り消し等があつた際に、指定基準日以前の状態に戻さなくてはならないことを定めている。

(損害賠償義務)

第20条 指定管理者は、故意又は過失により松風園の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

本条は、指定管理者の故意又は過失により施設等に損害等を及ぼした場合の賠償責任について定めている。

(個人情報の取扱い等)

第21条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び松風園の業務に従事している者は、松風園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

本条は、個人情報の取扱い及び保護について定めている。

<第1項関係>

個人情報の保護や開示等について、大和市個人情報保護条例の趣旨にのっとり、指定管理者が必要な措置を講じなくてはならないことを定めている。

<第2項関係>

松風園の業務に従事している者又は、従事していた者が、職務において知り得た秘密を漏洩し利用することを禁止している。また、指定管理者から業務を委託された者もこれに含まれる。

(情報公開)

第22条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

本条は、指定管理業務の内容に係る情報を公開することを定めている。

指定管理業務の内容に係る情報について常に秘匿することなく、積極的に公開し、市と市民が情

報を共有することにより、透明で公正な市政運営をすることを目的とする。

(利用料金)

- 第23条 第1松風園において別表に規定する事業を利用する児童の保護者は、児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に支払わなければならない。
- 2 第2松風園において別表に規定する事業を利用する者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に支払わなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、第1松風園において別表に規定する事業を利用する児童の保護者及び第2松風園において別表に規定する事業を利用する者は、当該事業の利用に要する費用として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた費用の額を指定管理者に支払わなければならない。

本条は、指定管理者が徴収できる利用料金について定めている。

<第1項関係>

第1松風園を利用する児童の保護者は、児童福祉法に基づき算定された費用を指定管理者に支払わなくてはならない。

<第2項関係>

第2松風園を利用するものは、障害者自立支援法に基づき算定された費用を指定管理者に支払わなくてはならない。

(利用料金の收受)

第24条 前条の規定により支払われた利用料金は、指定管理者の収入として收受されたものとする。

本条は、第23条により徴収した利用料金は、指定管理者の収入とすることを定めている。

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

本条例の施行の際に必要となる事項を「大和市障害福祉センター松風園条例施行規則」で定めている。